第三十条

1　失踪者を捜索し、及び発見すべきであるとの要請については、緊急に処理を要する事項として、当該失踪者の親族、その法律上の代理人又は弁護人、当該親族により認められた者その他の正当な利益を有する者が委員会に提出することができる。

2　委員会は、1の規定に基づいて提出された緊急の措置の要請が次のすべての要件を満たしていると認める場合には、関係締約国に対し、捜索の対象となる者の状況に関する情報を委員会が定める期限内に提供するよう要請する。

(a)　根拠を欠くことが明白でないこと。

(b)　そのような要請を提出する権利の濫用とならないこと。

(c)　当該関係締約国の権限のある機関（例えば、捜査が行われる可能性がある場合においては、捜査を行うことが認められている機関）に既に適切に提出されていること。

(d)　この条約の規定と両立しないものでないこと。

3　委員会は、2の規定に従って関係締約国により提供された情報に照らし、当該関係締約国に対して勧告（当該関係締約国がこの条約に従って捜索の対象となる者を発見し、及び保護するために並びに事態の緊急性を考慮に入れてとった措置を特定の期間内に委員会に報告するために必要なすべての措置（暫定的な措置を含む。）をとるべきであるとの要請を含む。）を送付することができる。委員会は、緊急の措置の要請を提出した者に対し、勧告及び当該関係締約国により提供された情報が提供可能となったときは当該情報を通知する。

4　委員会は、捜索の対象となる者の消息が判明しない限り、関係締約国と共に活動する努力を継続する。要請を提出した者は、引き続き情報を知らされる。

第三十一条

1　締約国は、この条約の批准の際に又はその後いつでも、自国の管轄の下にある個人であって自国によるこの条約の規定に対する違反の被害者であると主張するものにより又はその者のために行われる通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨を宣言することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

2　委員会は、次のいずれかの場合には、通報を受理することができないものとする。

(a)　当該通報が匿名のものである場合

(b)　当該通報がそのような通報を行う権利の濫用となるか又はこの条約の規定と両立しない場合

(c)　同一の事案が同様の性質を有する他の国際的な調査又は解決の手続によって現在検討されている場合

(d)　効果的で利用し得るすべての国内的な救済措置が尽くされていない場合。ただし、救済措置の実施が不当に遅延するときは、この限りでない。

3　委員会は、通報が2の規定により受理することができるものであると認める場合には、当該通報を関係締約国に送付し、当該関係締約国に対して委員会が定める期限内に見解及び意見を提出するよう要請する。

4　委員会は、通報を受領した後本案についての決定を行うまでの間はいつでも、当該通報に係る違反の被害者が回復不能な損害を受ける可能性を回避するために関係締約国が必要な暫定的な措置をとるよう求める要請を、当該関係締約国に緊急に検討させるために送付することができる。委員会がこのような裁量権を行使することは、当該通報を受理し得るか否かについての決定又は当該通報に関する本案についての決定を意味するものではない。

5　委員会は、この条の規定に基づいて通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。委員会は、通報を行った者に対し、関係締約国が提出した回答を通知する。委員会は、手続の終了を決定した場合には、その見解を当該関係締約国及び当該通報を行った者に送付する。

第三十二条

この条約の締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認める旨をいつでも宣言することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報及び宣言を行っていない締約国からの通報を受理してはならない。

第三十三条

1　委員会は、いずれかの締約国がこの条約の規定に著しく違反していることを示す信頼し得る情報を受領した場合には、当該締約国と協議した上で、一人又は二人以上の委員に対し、当該締約国を訪問し、かつ、委員会へ遅滞なく報告するよう要請することができる。

2　委員会は、1に規定する締約国に対し、訪問を行う意図をその代表団の構成及び訪問の目的とともに書面により通報する。当該締約国は、合理的な期間内に委員会に回答する。

3　委員会は、1に規定する締約国からの裏付けられた要請に基づき、訪問の延期又は中止を決定することができる。

4　1に規定する締約国が訪問に同意した場合には、委員会及び当該締約国は、当該訪問の態様を定めるために共同で作業するものとし、また、当該締約国は、委員会にその訪問が成功裡に完了するために必要なすべての便宜を与える。

5　訪問の後、委員会は、その見解及び勧告を1に規定する締約国に送付する。

第三十四条

委員会は、いずれかの締約国の管轄の下にある領域内において強制失踪が広範又は組織的に実行されていることが十分な根拠をもって示されていると認める情報を受領した場合には、当該締約国に対しその状況についてのすべての関連する情報を求めた後、国際連合事務総長を通じ、早急にその事案について国際連合総会の注意を喚起することができる。

第三十五条

1　委員会は、この条約の効力発生後に開始された強制失踪についてのみ権限を有する。

2　この条約の効力発生後にいずれかの国が締約国となる場合には、委員会に対して当該国が負う義務は、この条約が当該国について効力を生じた後に開始された強制失踪に関するものに限る。

第三十六条

1　委員会は、この条約に基づく活動に関する年次報告を締約国及び国際連合総会に提出する。

2　締約国は、年次報告において自国に関する見解が公表される前に、あらかじめ通報を受けるものとし、回答のための合理的な期間を与えられる。当該締約国は、当該年次報告において、自国の意見又は見解が公表されるよう要請することができる。

第三部

第三十七条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって強制失踪からのすべての者の保護に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a)　締約国の法律

(b)　締約国について効力を有する国際法

第三十八条

1　この条約は、すべての国際連合加盟国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3　この条約は、すべての国際連合加盟国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第三十九条

1　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し、又は加入する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。